**会　　計 ： 母子寡婦福祉資金特別会計**

**注記（母子寡婦福祉資金特別会計財務諸表）**

**１．追加情報**

（１）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

①事業の概要

母子家庭の母や寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子の福祉を増進するため、相談のなかで必要性や借受意思等を確認した上で、必要額の貸付を行っています。

②当該事業に関し説明すべき固有の事項

○　貸付金の回収不能（貸倒）に備えるため、貸倒等懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討した上、回収不能見込額を計上しています。

○　大阪府の新公会計制度における地方債残高については、毎年度の元金償還相当額を公債管理特別会計に移し替えて表示するなど、各会計別の実残高とは異なっています。なお、本会計の実残高は5,471百万円です。詳しくは、公債管理特別会計の注記「地方債残高及び減債基金の表示」をご覧ください。